

【倶楽部千代田會館 利用料金表】

○担当者(小規模多機能ホーム 倶楽部千代田會館管理者)

氏名:仙波 佑 連絡先 03-3384-6203

○小規模多機能ホーム倶楽部千代田會館の内容

運 営 者	社会福祉法人 ケアネット
営 業 日	年中無休
ご利用場所	中野区本町5丁目10番4号

介護保険給付対象サービスの利用料 【(介護予防)小規模多機能型居宅介護費】

(地域区分 1単位=11.10円)

利用料	単位数	ご利用者様 ご負担分目安 (1割)※注1	ご利用者様 ご負担分目安 (2割)※注2
要支援1	3,403単位/月	4,315円	8,630円
要支援2	6,877単位/月	8,564円	17,128円
要介護1	10,320単位/月	14,738円	29,476円
要介護2	15,167単位/月	20,188円	40,376円
要介護3	22,062単位/月	27,772円	55,544円
要介護4	24,350単位/月	30,312円	60,624円
要介護5	26,849単位/月	33,086円	66,172円
総合マネジメント加算(注3)	1,000単位/月		
訪問体制強化加算(注4)	1,000単位/月		
初期加算(注5)	30単位/日		
認知症加算Ⅰ(注6)※要支援は加算無	800単位/月		
認知症加算Ⅱ(注7)※要支援は加算無	500単位/月		
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)又は (ロ)、Ⅱ、Ⅲ ※注8	Ⅰイ(640単位/月) ロ(500単位/月) Ⅱ (350単位/月) Ⅲ (350単位/月)		

注1:H24年4月の介護保険法の改正で新たに処遇改善加算が追加されました。これは介護職員の処遇を改善し、より良いサービスを提供するために新しく配置された加算です。平成29年4月より、取得加算変更がありました。上記太枠内料金は当該処遇改善加算分の料金も含まれております。

注2:介護保険の改正により、平成27年8月より、年金年収が一定額以上の方は2割の自己負担になります。

注3:指定された算定要件を満たしている際に加算されます。

注4:1か月の全体の訪問回数が延べ200回以上になった際に加算されます。

注5:初期加算は、小規模多機能ホームに登録した日から30日以内の期間について1日につき30単位加算されます。また、登録終了後の再登録や、30日を超える病院等入院後の再利用の場合も同様に加算されます。

注6:認知症加算Ⅰは、介護認定で「認知症日常生活自立度Ⅲ」以上の認定を受けた方に加算されます(要支援者は加算なし)。

注7:認知症加算Ⅱは、要介護2であって、介護認定で「認知症日常生活自立度Ⅱ」の認定を受けた方に加算されます(要支援者は加算なし)。

注8:サービス提供体制加算とは、毎年介護職員の介護福祉士の割合、勤続年数の割合、常勤職員の割合により発生する物であり、年度によりサービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)又は(ロ)、Ⅱ、Ⅲのいずれかが発生する場合がありますのでご了承ください。

利用料 (日割り)※注9	(単位数)	ご利用者様 ご負担分の目安 (1割)※注1	ご利用者様 ご負担分の目安 (2割)※注2
要支援1	112単位/日	134円	268円
要支援2	226単位/日	270円	540円
要介護1	344単位/日	411円	822円
要介護2	505単位/日	603円	1,206円
要介護3	735単位/日	878円	1,756円
要介護4	811単位/日	969円	1,937円
要介護5	894単位/日	1,068円	2,136円

注9:月の途中での利用開始・終了の場合、日割り計算にて出した金額を請求させていただきます。

介護保険給付対象外サービスの利用料

食事提供費	朝食 300円、昼食 600円、夕食 400円
宿泊費	1回 3,000円 ※21:00~8:45 間の館内サービス利用時に発生します。
おむつ代(注10)	尿取りパット 1枚 50円 リハビリパンツ・紙おむつ 1枚 100円
介護保険給付対象外サービスの利用料 (その他日常生活費)	
洗濯代(注11・注12)	1回 300円(容量5kg以内 洗剤代含)
行事費	小旅行時の交通費・入園料、外食費、講師を招いての倶楽部活動等に参加された場合、実費でご負担して戴きます。

注 10:千代田會館のパット・リハパン・おむつを使用した際に発生します。

注 11:洗濯はご利用者ご本人の衣類等に限りです。

注 12:洗濯代は千代田會館に設置してある洗濯機を使用した場合に発生します。

○キャンセル規定

利用者の都合で宿泊サービスを中止する場合、下記キャンセル料が発生いたします。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	宿泊費の50%

利用予定日の当日に申し出があった場合または不泊の場合	宿泊費の100%
----------------------------	----------

○料金 (平成27年4月1日より)

※介護給付は利用者が費用を10割事業者に支払った後に保険給付費を利用者本人に支給する方法(償還払い)が基本ですが、一定の要件(区市町村に介護予防サービス計画・居宅介護サービス計画作成依頼届書を提出しているなど)を満たす場合には介護報酬の告示上、介護報酬の9割(または8割)は法定代理受領方式にて支払われ、法定代理受領分以外は1割(または2割)負担として利用者が支払います。